

年少射撃資格講習会のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定により、年少射撃資格の認定を受けようとする方のための「年少射撃資格講習会」を開催します。

受講を希望される方は、受講手数料と写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、各開催日の5日前までに住所地を管轄する警察署にお申込みください。

なお、e-Gov電子申請を経由して申込みをする場合、事前に住所地を管轄する警察署へ電話（土日祝除く。）していただき、希望する講習の申込状況について確認をお願いします。

- 講習後に考査（テスト）があり、後日、合格者には年少射撃資格講習修了証明書を交付します。（年少射撃資格講習修了証明書の交付をもって合格発表に代えます。）
- 合格発表時、希望する方には考査（テスト）の得点をお伝えしますが、後日知りたい方は下記のとおり確認可能です。
 - ・ 期間：合格発表の日から1か月間
 - ・ 場所：生活安全部生活安全企画課（土日祝除く）※講習通知書又は、顔写真添付の身分証明書を持参してください。
※電話による問い合わせは出来ません。

1 年少射撃資格講習会

開 催 日 時	開 催 場 所	定 員
令和8年8月5日（水） ・ 受付 午前9時00分～午前9時30分 ・ 講習、考査 午前9時30分～午後4時00分	長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部	約10人

※ 受講手数料～9,800円

2 注意事項

- (1) 講習会当日は、講習会受付時間内に必ず受付を済ませてください。
- (2) 本講習会に遅刻又は途中退席したときは、受講が無効となります。
- (3) 都合により開催の場所が変更となる場合もありますので、あらかじめ御了承ください（変更した場合は、別途通知します。）。

長 崎 県 公 安 委 員 会